

「高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

浄化槽保守点検業者 登録のしおり

令和3年4月

高槻市市民生活環境部

清掃業務課

目 次

	ページ
1 浄化槽の維持管理について	1
2 浄化槽保守点検業者の登録について	2
3 登録の手続き方法について	3
4 登録を受けたら	4
5 登録の変更・廃止等の届出は	5
6 罰則	7
7 登録に必要な要件	8
8 登録申請書 記入例	9
9 保守点検業器具明細書 記入例	10
10 保守点検業変更届出書 記入例	11
11 登録証書換え申請書 記入例	12
12 登録証再交付申請書 記入例	13
13 保守点検業廃業等届出書 記入例	14

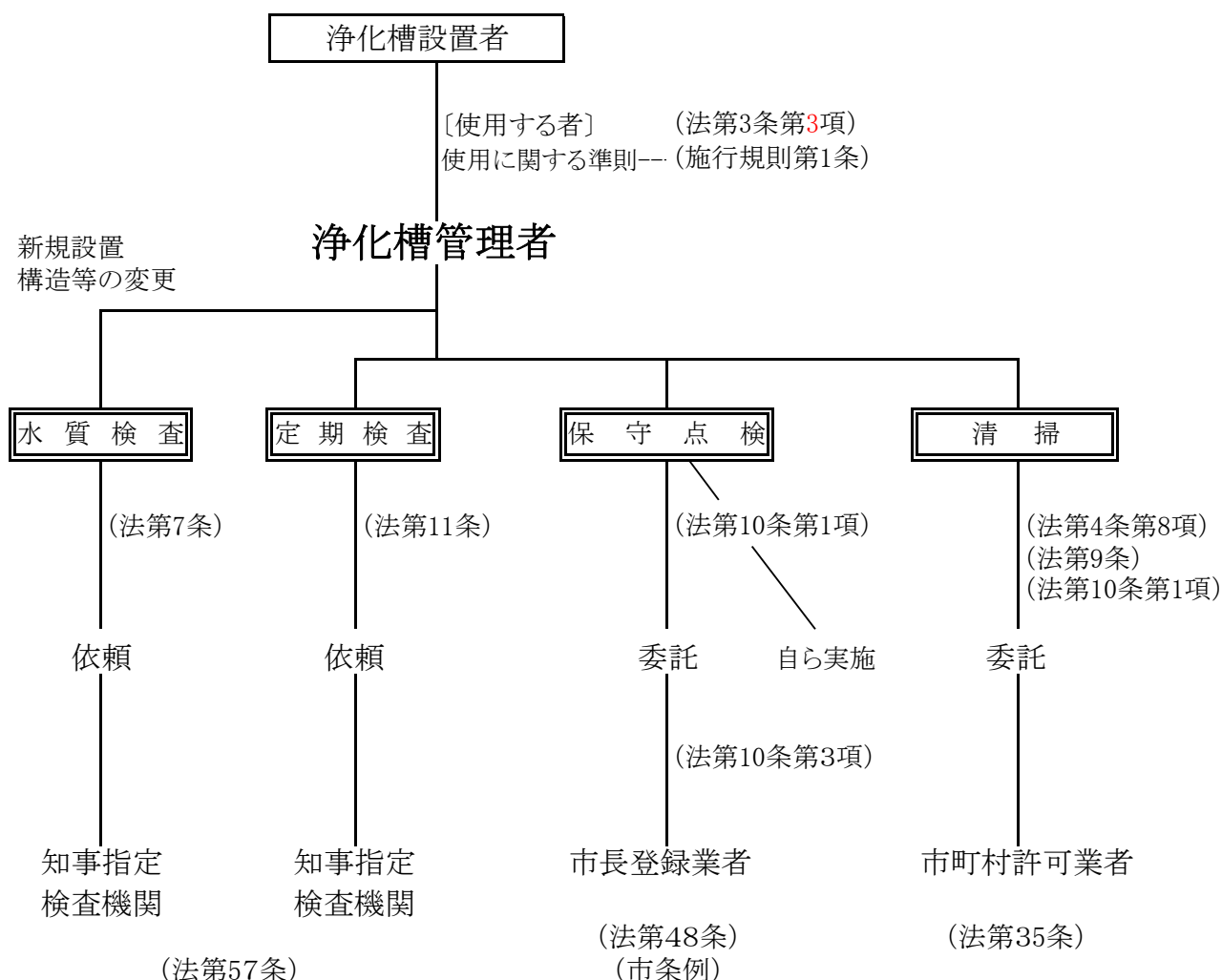
1.浄化槽の維持管理について

「浄化槽法」は、浄化槽についてその実態に即した規制を設けるとともに、製造・(販売)・施工・保守点検・清掃について統一的に規制することによって、浄化槽が本来の機能を発揮できるようにし、生活環境の保全と公共用水域の水質の汚濁を防止することを目的としています。

また、「浄化槽法」において、“浄化槽とは、便所と直結して、し尿又はし尿と併せて生活排水等処理し放流する施設であって、下水道法に基づく施設又は地方公共団体のし尿処理施設以外のものをいう。”と定義されています。

これら浄化槽の管理者は、浄化槽の保守点検を自ら行えない場合、専門の業者に委託する必要があります。

《浄化槽の維持管理に関する法体系》



2.浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和58年5月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事(保健所設置する市にあっては、市長)の登録を受けなければ保守点検をしてはならないとする制度を条例でもうけることができることとなりました。

(1)登録とは

公示と許可を兼ね備えた性格を持ち、高槻市域で浄化槽の保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受ける必要があります。

(2)登録の対象は

浄化槽の保守点検を業としている者、又はしようとする者です。

(3)登録を受けるためには

条例第6条に定める登録の拒否要件に該当しないことが必要です。

なお基本的な登録要件は

1. 大阪府の区域内に営業所を有すること
2. 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと
3. 営業所ごとに高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則で定める器具を備えること

です。

(4)登録の手数料は

登録の申請、書換え、再交付については次の手数料が必要です。

項 目	手 数 料
浄化槽保守点検業登録申請手数料	34,600円
浄化槽保守点検業登録証書換手数料	1,600円
浄化槽保守点検業登録証再交付手数料	2,100円

(5)登録の有効期間は

登録の有効期間は5年間です。

なお、登録期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、期間満了日前30日迄に新たに登録の手続きが必要です。

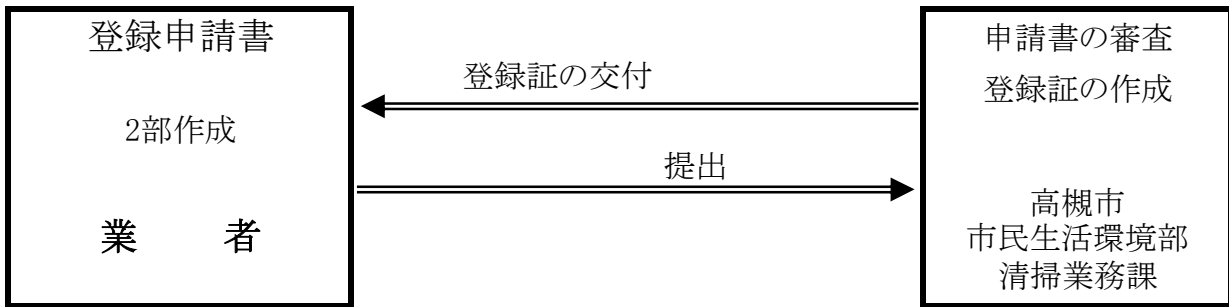
手続期間の目安 : 満了日前60～30日

3.登録の手続き方法について

登録を受けるためには、定められた手続きが必要です。

(1)登録申請書の提出は

登録を受けようとする者は、必要な書類を次のところへ提出して下さい。



※ 手数料は、高槻市所定の納付書により高槻市指定金融機関へ納付(払込み)して下さい。

(2)登録申請に必要な書類は

登録申請書の様式は、高槻市市民生活環境部清掃業務課窓口にて配布、又は高槻市HPからダウンロードすることができます。

なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

書 類	備 考
浄化槽保守点検業登録申請書	様式第1号
登記事項証明書	(法人の場合のみ)
住民票の写し	(個人の場合のみ)
浄化槽管理士免状の写し	
浄化槽保守点検業器具明細書	様式第2号
営業所の付近見取図	
他都道府県又は保健所設置市の登録状況及び大阪府内の登録証の写し	

※郵送による返信を希望する場合は返信用封筒。

記入方法については、記入例を示していますので参考にして下さい。

4.登録を受けたら

必要な手続きを終了し登録証の交付を受けた者は、高槻市域で浄化槽保守点検業が営めます。

(1)登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- 1.浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか、又は監督すること。
- 2.保守点検の結果、清掃が必要と認められる場合は、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講じるよう連絡すること。
- 3.営業所ごとに、登録証を提示すること。
- 4.次の事項で記載した帳簿を、浄化槽ごとに備え5年間保存すること。
 - イ 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 所在地
 - ハ 処理能力及び処理方式
 - ニ 保守点検を行った年月目及びその内容
- 5.浄化槽管理士に登録有効期間毎に1回以上、講習会を受講させること。

(2)登録の取消及び営業停止

登録業者が登録の拒否要件等に該当すると認められるときは、登録の取り消し又は営業停止を受けることがあります。

(3)保守点検の内容

登録業者が浄化槽の保守点検を行う場合は

- 1.浄化槽法施行規則第2条の「保守点検の技術上の基準」
- 2.高槻市浄化槽維持管理指導要領の「保守点検事項」
- 3.水質汚濁防止法等関係法規
を守っていただく必要があります。

(4)浄化槽設置者への啓発

登録業者は、浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し次の事項の積極的な啓発を行って下さい。

- 1.浄化槽法施行規則第1条に定める浄化槽の使用に関する準則
- 2.浄化槽法第11条で義務付けられた年1回の「定期検査」の受検

(5)報告

登録業者は、事業について市長から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

5.登録の変更・廃止等の届出は

登録業者は、登録事項に変更が生じたときや登録に係る事業を廃止したときなどは市長に届出が必要です。

(1)変更の届出

1.届出が必要な場合とは

次の事項に変更があったときです。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 営業所の名称及び所在地
- ハ 法人の場合、その役員の氏名及び住所
- ニ 浄化槽管理士の氏名及び管理士免状の交付番号

2.届出に必要な書類は

浄化槽保守点検業変更届出書により届け出て下さい。

なお、添付書類は次のとおりです。

- イ 法人の場合
 - 登記事項証明書
- 個人の場合
 - 住民票の写し
- ロ 所在地の変更の場合
 - 営業所付近の見取図
- ハ 変更後の登記事項証明書
- ニ 浄化槽管理士免状の写し

3.届出期間は

変更が生じた日から30日以内です。

4.届出部数は

2部提出して下さい。

- 5.なお、個人から法人への変更、法人から法人(経営主体が異なる)への変更の場合には、廃止届を申請した後、新たに登録申請をしていただくことになります。

(2)登録証の書換えと再交付申請

	書 換 え	再 交 付
1. 届出が必要な場合とは	・登録証の記載事項に変更があった場合	・登録証を汚損し又は紛失したとき
2. 届出書類は	・浄化槽保守点検業登録証書換え申請書	・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書
3. 添付書類等	・交付を受けている登録証	・汚損した登録証 ・紛失した登録証を発見したとき、市長に返納のこと
4. 手数料	・ 1,600円	・ 2,100円
5. 申請部数	1部	

(3)廃業等の届出

1. 届出が必要な場合とは

	届 出
イ 浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者
ロ 死亡し又は失そうの宣告を受けた場合	戸籍法第87条による届出義務者
ハ 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
ニ 破産した場合	その破産管財人
ホ 法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	その精算人

2. 届出に必要な書類
 イ 浄化槽保守点検業廃業等届出書
 ロ 添付書類
 ……登録証

3. 届出部数は
 2部

(4)提出先及び問合せ先

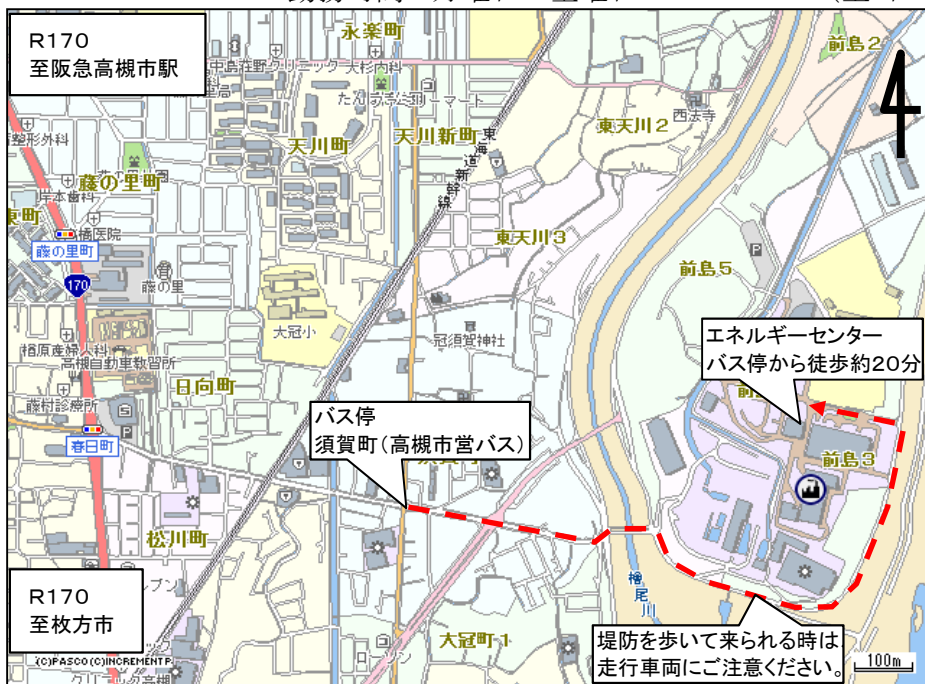
高槻市市民生活環境部清掃業務課(エネルギーセンター内…下図)

〒 569-0021 高槻市前島3丁目8-1

TEL:072-669-1164

FAX:072-669-1009

勤務時間：月曜日～金曜日 7:45～16:15 (土・日・祝は休み)



6. 罰 則

登録を受けないで浄化槽保守点検業を高槻市域で営んではなりません。
これに違反すると罰則が適用されます。
また、上記以外でも罰則が適用されることがあります。

条例抜粋

(罰 則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 偽りその他不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による停止の処分に違反した者

第17条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

7. 登録に必要な要件

(1) 登録要件

資格に関すること	器具に関すること
「浄化槽管理士」免状を有する者を営業所ごとに置くこと	1 管理器具 イ 水中ポンプ ロ 照明器具 ハ 水準器 2 水質検査器具 イ メスシリンダー(容量1リットル) ロ 透視度計 ハ 溶存酸素計 ニ 残留塩素測定器 ホ 水素イオン濃度測定器 ヘ 塩素イオン濃度測定器 ト 亜硝酸性窒素検出器具

営業所は、大阪府域内になければなりません。

(2) 資格の取得方法

浄化槽管理士の免状を取得するには、国家試験による方法と講習による方法の2通りがあります。

1. 国家試験

- イ 実施者 公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験係
住所 東京都墨田区菊川2-23-3
電話 03-3635-4881
- ロ 回数 年1回

2. 認定講習

- イ 実施者 公益財団法人 日本環境整備教育センター 講習事業グループ
住所 東京都墨田区菊川2-23-3
電話 03-3635-4882
☆ 窓口 一般社団法人 大阪府環境水質指導協会
電話 072-256-1056
- ロ 講習期間 約2週間
- ハ 受講料 129,700円(令和2年度調べ)

8. 登録申請書記入例

様式第1号(第2条関係)

浄化槽保守点検業登録申請書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
 氏名 高槻浄化槽管理有限会社
 高槻 太郎
 (法人であつては、名称及び代表者の氏名)
 電話 ○○○-○○○-○○○○

浄化槽保守点検業の登録をうけたいので、高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定により申請します。

営業所	名 称		所 在 地	
	(府の区域内の主たる営業所)			
	高槻浄化槽管理有限会社 本社		高槻市○○町○○丁目○○番○○号	
	高槻浄化槽管理有限会社 茨木営業所		茨木市○○町○○丁目○○番○○号	
役員	氏 名 役 名 等		住 所	
	高槻 太郎	代表取締役	高槻市○○町○○丁目○○番○○号	
	北摂 二郎	専務取締役	茨木市○○町○○丁目○○番○○号	
	南摂 三郎	取締役営業部長	吹田市○○町○○丁目○○番○○号	
	西摂 四郎	取締役総務部長	茨木市○○町○○丁目○○番○○号	
	東摂 五郎	監査役	高槻市○○町○○丁目○○番○○号	
浄化槽管理士	氏 名 浄化槽管理士免状の交付番号		専任する営業所の名称	
	高槻 太郎	第○○○○○号	高槻浄化槽管理有限会社 本社	
	井上 一郎	第○○○○○号	高槻浄化槽管理有限会社 本社	
	鈴木 六郎	第○○○○○号	高槻浄化槽管理有限会社 茨木営業所	
	田中 七郎	第○○○○○号	高槻浄化槽管理有限会社 茨木営業所	

備考 「役員」の欄については、申請者が法人である場合のみ記載してください。この場合の「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいいます。

[添付書類]

- (1) 法人の場合は、その登記簿の謄本又は抄本
- (2) 個人の場合は、住民票の写し
- (3) 浄化槽管理士免状の写し
- (4) 浄化槽保守点検業器具明細書
- (5) 営業所の付近の見取図
- (6) 高槻市以外で浄化槽保守点検業の登録を受けている場合は、その登録書の写し

9. 保守点検業器具明細書記入例

様式第2号(第2条関係)

浄化槽保守点検業器具明細書

		営業所名	高槻浄化槽管理(有) 高槻営業所	
器 具	形 式	性 能		数 量
水 中 ポ ン プ	鶴見 SWP 40型	揚程 7m 揚水量 80l/分		2
水 準 器	日本化学(株) 水準器			2
照 明 器 具	〇〇電気投光器	100V、350W		2
メ ス シ リ ン ダ ー	日本化学(株) メスシリンダー	1000 ml		2
透 視 度 計	□□化学(株) 透視度計	30cm迄、1cm目盛		1
溶 存 酸 素 計	日本化学(株) UC-11型	デジタル表示(DO、温度)		1
残 留 塩 素 測 定 器	□□化学(株) DC-5型	DPD法 0.05~2.0mg/L		1
水 素 イ オン 濃 度 測 定 器 具	□□化学(株) PH計	デジタル表示(PH、温度)		1
塩 素 イ オン 濃 度 測 定 器	□□化学(株) UC-4型	デジタル表示		1
亜 硝 酸 窒 素 検 出 器 具	△△化学(株) 7型	デジタル表示		1

10. 保守点検業変更届出書記入例

様式第8号(第9条関係)

浄化槽保守点検業変更届出書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
 氏名 高槻浄化槽管理株式会社
 高槻 太郎
 (法人であつては、名称及び代表者の氏名)
 電話 ○○○-○○○-○○○○

浄化槽保守点検業登録申請書の記載事項に変更が生じたので、高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

登録の年月日及び登録番号		令和○○年○○月○○日 □□□()第○○-○○号	
変更の内容	事項	変更後	変更前
	申請者名称	高槻浄化槽管理株式会社	高槻浄化槽管理有限会社
	営業所名称	高槻浄化槽管理株式会社 本社営業所	高槻浄化槽管理有限会社 本社営業所
	営業所名称	高槻浄化槽管理株式会社 茨木営業所	高槻浄化槽管理有限会社 茨木営業所
申請者住所及び本社営業所所在地		△△市△△町△△丁目△△番△△号	○○市○○町○○丁目○○番○○号
変更年月日		令和○○年○○月○○日	

11. 登録証書換え申請書記入例

様式第5号(第7条関係)

浄化槽保守点検業登録証書換え申請書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
 氏名 高槻浄化槽管理株式会社
 高槻 太郎
 (法人であつては、名称及び代表者の氏名)
 電話 ○○○-○○○-○○○○

登録証の内容に変更が生じたので、高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第3項の規定により申請します。

営業所	名 称	高槻浄化槽管理株式会社 本社	
	所 在 地	○○市○○町○○丁目○○番○○号	
登録の年月日及び登録番号		令和○○年○○月○○日 □□□()第○○-○○号	
変更の内容	事 項	変 更 後	変 更 前
	申請者名称	高槻浄化槽管理株式会社	高槻浄化槽管理有限会社
	営業所名称	高槻浄化槽管理株式会社 本社営業所	高槻浄化槽管理有限会社 本社営業所
	営業所名称	高槻浄化槽管理株式会社 茨木営業所	高槻浄化槽管理有限会社 茨木営業所
本社営業所所在地	△△市△△町△△丁目△△ 番△△号	○○市○○町○○丁目○ ○番○○号	
変 更 年 月 日		令和○○年○○月○○日	

12. 登録証再交付申請書記入例

様式第6号(第7条関係)

浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
氏名 高槻浄化槽管理有限会社
高槻 太郎
(法人であっては、名称及び代表者の氏名)
電話 ○○○-○○○-○○○○

申請書の再交付を受けたいので、高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第4項の規定により申請します。

営業所	名 称	高槻浄化槽管理有限会社 本社
	所 在 地	○○市○○町○○丁目○○番○○号
登録の年月日及び登録番号		令和○○年○○月○○日 □□□()第○○-○○号
再交付申請の理由		<input type="checkbox"/> 汚 損 <input type="checkbox"/> 紛 失

13. 保守点検業廃業等届出書記入例

様式第9号(第11条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届出書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
氏名 高槻浄化槽管理有限会社
高槻 太郎
(法人であつては、名称及び代表者の氏名)
電話 ○○○-○○○-○○○○

浄化槽保守点検業の廃業等について、高槻市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により届け出ます。

浄化槽保守点検業者	住 所	○○市○○町○○丁目○○番○○号
	氏 名 (法人であつては、名称及び代表者の氏名)	高槻浄化槽管理有限会社 高槻 太郎
	登録の年月日及び登録番号	令和○○年○○月○○日 □□□()第○○-○○号
廃業等の年月日	令和○○年○○月○○日	
廃業等の理由	会社解散による	